

「介護保険法に基づく指定居宅介護支援等に関する」  
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定居宅介護支援契約の締結を希望される方に対して、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

◆ 目 次 ◆

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 事業者                | 2 |
| 2. 事業所の概要             | 2 |
| 3. 事業の目的と事業の運営方針      | 2 |
| 4. 営業日及び営業時間          | 3 |
| 5. 職員の体制              | 3 |
| 6. サービスの内容及び利用        | 3 |
| 7. 利用料金の負担            | 4 |
| 8. 居宅サービス計画の作成及び交付    | 4 |
| 9. 虐待の防止              | 4 |
| 10. 身体的拘束等            | 5 |
| 11. 業務継続計画の策定等        | 5 |
| 12. 衛生管理等             | 5 |
| 13. ハラスメント防止          | 5 |
| 14. 守秘義務及び個人情報の保護     | 6 |
| 15. 相談、要望、苦情等の受付      | 6 |
| 16. 事故発生時の対応          | 7 |
| 17. 賠償責任              | 7 |
| 別紙① サービス提供の標準的な流れ     |   |
| 別紙② 当事業所におけるケアプラン利用状況 |   |
| 別紙③ サービス利用料金          |   |

一般社団法人 諫早医師会  
諫早医師会居宅介護支援事業所「たんぽぽ」

### 1. 事業者

|       |              |
|-------|--------------|
| 名称    | 一般社団法人 諫早医師会 |
| 所在地   | 諫早市永昌町23-23  |
| 電話番号  | 0957-25-2111 |
| 代表者名  | 会長 満 岡 涉     |
| 設立年月日 | 昭和23年2月      |

### 2. 事業所の概要

|          |  |
|----------|--|
| 事業所の種類   | 居宅介護支援事業                                 |
| 事業所の名称   | 諫早医師会居宅介護支援事業所「たんばぼ」                     |
| 事業所の所在地  | 〒854-0003 諫早市泉町23番3号                     |
| 電話番号     | 0957-27-0704                             |
| 介護保険指定番号 | 4260490018                               |
| 管理者氏名    | 森 鮎 美                                    |
| 事業実施地域   | 諫早市<br>但し、他地域の利用者及び関係機関から要請があれば、この限りではない |
| 開設年月日    | 平成11年10月1日                               |

### 3. 事業の目的と事業の運営方針

|         |  |
|---------|--|
| 事業の目的   | 居宅での生活している要介護者等が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします  |
| 事業の運営方針 | <p>(1) 利用者が、その心身の状況や環境等に応じて、自己の選択に基づき適切なサービスが総合的、効率的に受けられるように配慮します</p> <p>(2) 利用者等に居宅介護支援サービスを提供するに当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し公平中立の立場に立って、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるように配慮します</p> <p>(3) 事業の運営に当たっては、関係行政機関をはじめ、サービス提供機関との連絡、調整を密に行い円滑な連携ができるように努めます</p> |

#### 4. 営業日及び営業時間

|      |  |
|------|--|
| 営業日  | 月曜日から金曜日（時間外は電話にて対応します）                              |
| 休業日  | 土曜日、日曜日、祝祭日及び8月15日と12月29日から1月3日まで<br>（ただし、電話対応は可能です） |
| 営業時間 | 午前9時から午後5時まで（電話は24時間対応）                              |

#### 5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

| 職種      | 常勤              | 非常勤 | 職務内容                           |
|---------|-----------------|-----|--------------------------------|
| 管理者     | 1名              | -   | 事業所の運営及び業務全般の管理<br>居宅介護支援業務と兼務 |
| 介護支援専門員 | 5名<br>(管理者1名含む) | -   | 居宅介護支援業務                       |

#### 6. サービス内容及び利用

- (1) 居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
- (2) 居宅介護支援の提供（別紙①）に当たっては、利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立って居宅サービス計画の作成に関する業務を行います。
  - ・月に1回、状況把握のためにご自宅を訪問致します。
  - ・居宅サービス計画の開始にあたっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に対して提供して、利用者や家族にサービスの選択をしていただきます。
- (3) 居宅サービス計画の作成に当たっては、アセスメントにより把握した内容を利用者や家族に説明し、同意をいただきます。また、いつでも見直すことができます。
- (4) 事業者はサービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
- (5) 他機関との会議については、テレビ電話等を活用して実施することができるものとし、その場合「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考に実施するものいたします。またその会議に利用者等が参加する場合は利用者の同意を得て実施いたします。
- (6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙②のとおりです。

- (7) 一般的に認められている医学的知見に基づき、主治の医師等により終末期にあると診断された場合、利用者又はそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状況を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を実施いたします。

## 7. 利用料金の負担

- (1) 利用料金（別紙③）については、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、要介護度に応じて別紙の利用料金をいったんお支払い下さい。

## 8. 居宅サービス計画の作成及び交付

- (1) 居宅サービス計画の作成に当たっては、サービス計画の内容を利用者又は家族に説明し、同意をいただきます。  
また、居宅サービス計画に変更があった場合も同様に取り扱います。
- (2) 利用者から居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます
- (3) 居宅サービス計画書を作成した後は、当該居宅サービス計画書を利用者及び関係サービス事業者の担当者に交付します。

## 9. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。

責任者： 事務局長 今 里 良 二

担当者： 管理者 森 鮎 美

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

## 10. 身体的拘束等

サービスの提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は禁止しています。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者本人または家族への説明同意を得た上で、必要最低限の身体拘束等を行うことがあります。

- ①切迫性：利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

## 11. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 衛生管理等

職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 13. ハラスメント防止

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14. 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 職員は業務上知り得た、利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく外には漏らしません。
- (2) 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密は漏らしません。
- (3) 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービス以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及び家族の同意を、あらかじめ書面により得ます

15. 相談、要望、苦情等の受付

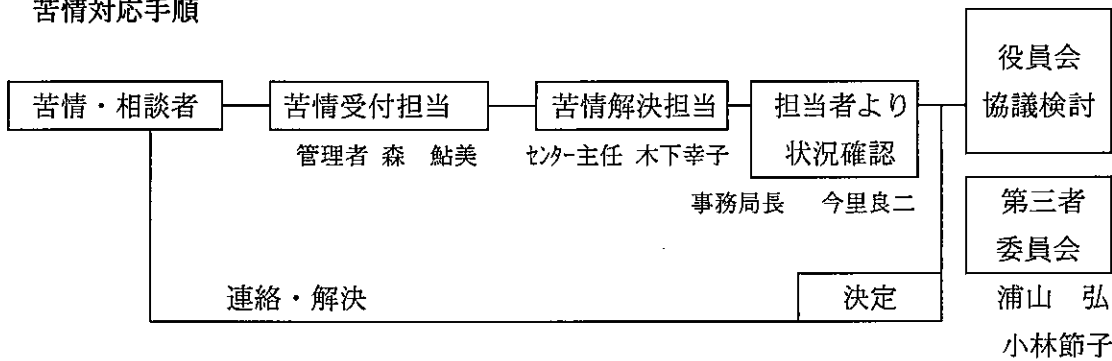
サービスに対する相談、要望、苦情や利用者の計画書等の情報開示の請求は、次のサービス相談窓口で受け付けます。

《 サービス相談窓口 》

諫早医師会居宅介護支援事業所「たんぽぽ」 管理者 森 鮎美  
 電話 0957-27-0704 (月～金 9時～17時)  
 FAX 0957-24-1063

苦情があった場合は、利用者等から事情をきき、苦情等の内容を把握し、下記の苦情対応手順により、協議検討のうえ適切に対応します。

苦情対応手順



浦山 弘：諫早市下大渡野町 1285 TEL：0957-26-1987

小林節子：諫早市西小路町 784 TEL：0957-22-1672

《 当事業所以外の相談窓口 》

諫早市介護保険課 0957-22-2359

長崎県国民健康保険団体連合会

介護保険課 095-826-7293

## 16. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合はすみやかに、主治医、利用者の家族及び関係機関等に連絡するとともに、下記事故発生時対応手順により必要な処置を講じます。

### 事故発生時対応手順

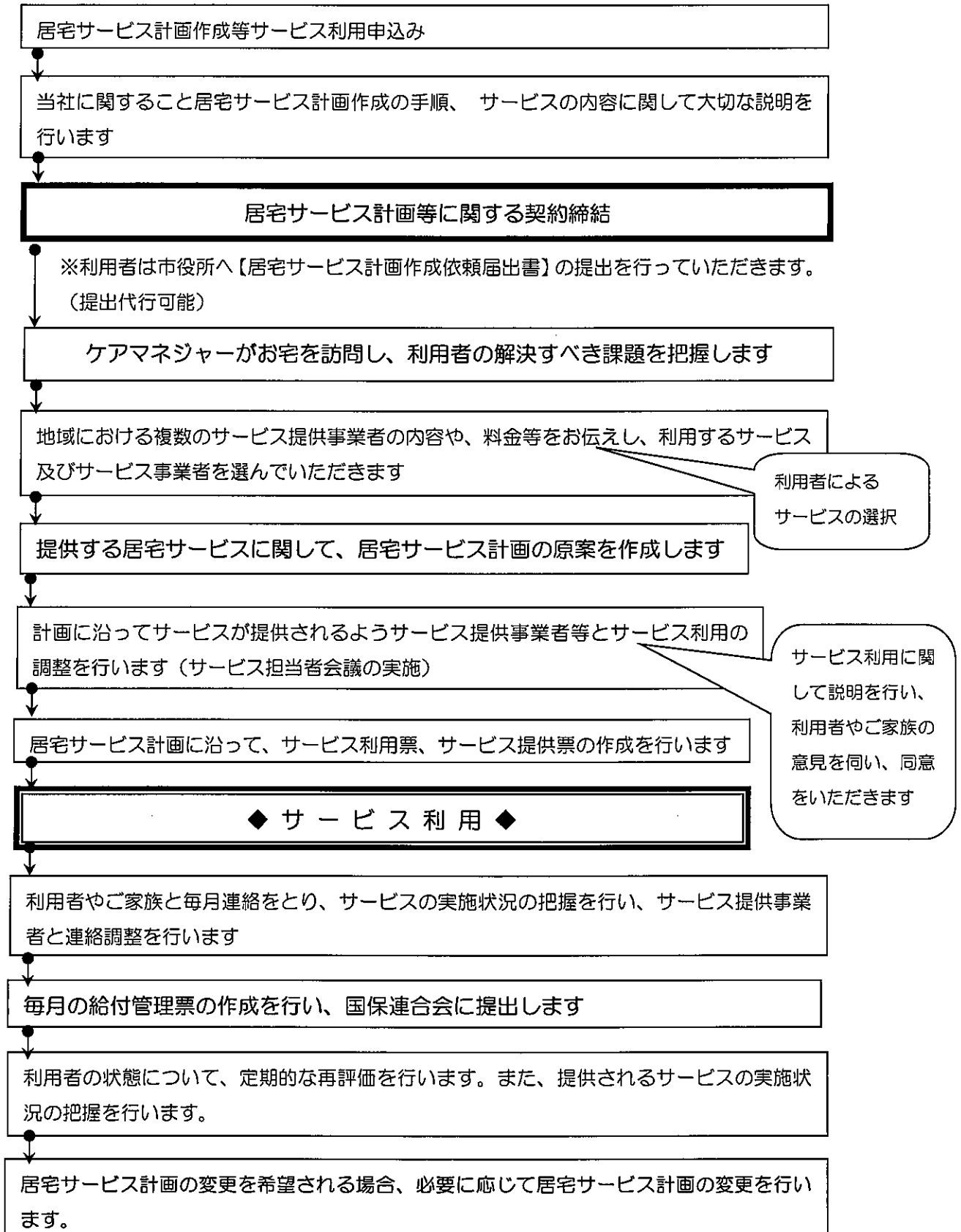
事故発生→管理者→処理責任者→事故状況把握→対応→  
報告→協議、検討→確認→解決

## 17. 賠償責任

事業者はサービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合は、利用者及び家族と協議のうえ、その損害を賠償します。ただし、利用者及びその家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。

## 別紙 ①

### サービス提供の標準的な流れ



別紙 ②

- ① 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

|           |       |
|-----------|-------|
| 訪問介護      | 33.1% |
| 通所介護      | 41.6% |
| 地域密着型通所介護 | 19.4% |
| 福祉用具貸与    | 61.5% |

- ② 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

| サービス種別        | 1 位                            | 2 位   | 3 位                          |
|---------------|--------------------------------|---|------------------------------|
| 訪問介護          | 諫早医師会ヘルパーステーション「たんぼぼ」<br>49.8% | 訪問介護ステーション<br>ゆるり 15.6%                                     | 訪問介護イーハトープ<br>13.3%          |
| 通所介護          | デイサービスセンター<br>結華 43.3%         | ゆたか荘デイサービス<br>秀峰荘 11.6%                                     | デイサービス美南の丘<br>デイサービス小川 8.2%  |
| 地域密着型<br>通所介護 | デイサービス ゆるり<br>20.6%            | リハビリテーションあいのわ・<br>あいのわUPデイサービス・<br>あいのわ Lab デイサービス<br>19.3% | デイサービスささえあい<br>15.3%         |
| 福祉用具貸与        | ニッショウ諫早営業所・<br>ニッショウ<br>27.4%  | エスティ・ケアービス<br>14.9%   | 太陽シルバーサービス<br>長崎営業所<br>14.6% |

別紙 ③

＜サービス利用料金＞

I. 居宅介護支援費（1月につき）

- ・要介護1又は2 10,860円
- ・要介護3～5 14,110円

II. 加算料金等

(1) 初回加算 3,000円

- ①新規に居宅サービス計画を策定した場合。
- ②要支援者が要介護認定を受けた場合。
- ③要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。

(2) 特定事業所加算

- ①特定事業所加算（Ⅱ） 4,210円
- ②特定事業所医療介護連携加算 1,250円

(3) 入院時情報連携加算

- 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,500円
- 入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000円

病院等に入院するにあたり病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合、1月に1回を限度として算定。

(4) 退院・退所加算

- 退院・退所加算（方法、回数により） 4,500円～9,000円

退院・退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。

入院又は入所期間中につき1回を限度として算定

(5) 通院時情報連携加算 500円

医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合、1月に1回を限度として算定

(6) ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

# 同意書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援等のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

諫早医師会居宅介護支援事業所「たんぽぽ」

管理者 森 鮎 美

説明者

印

私は、本書面の交付を受けるとともに、本書面に基づいて、事業所からの重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援等の提供の開始に同意し、一部受領しました。

利用者 住所

氏名

印

家族 住所

氏名

印